

# 軽自動車税(種別割)の税率について

※令和元年10月1日より、軽自動車税から名称変更し、軽自動車税(種別割)となりました。

## 三輪・四輪の軽自動車

車種区分		三輪	四輪			
			乗用		貨物用	
			自家用	営業用	自家用	営業用
標準税率	(1)旧税率	3,100円	7,200円	5,500円	4,000円	3,000円
	(2)新税率	3,900円	10,800円	6,900円	5,000円	3,800円
(3)重課税率		4,600円	12,900円	8,200円	6,000円	4,500円

- 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受け、新規検査から13年を経過していない車両は、「(1)旧税率」が適用され、税率の変更はありません。
- 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両は、「(2)新税率」が適用されます。
- 最初の新規検査から13年を経過した車両は、「(3)重課税率」が適用されます。
- 最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

## 【税率区分早見表】

初度検査年月	課税年度														
	令和5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
平成22年3月以前															
平成22年4月～平成23年3月															
平成23年4月～平成24年3月															
平成24年4月～平成25年3月															
平成25年4月～平成26年3月															
平成26年4月～平成27年3月															
平成27年4月～平成28年3月															
平成28年4月～平成29年3月															
平成29年4月～平成30年3月															
平成30年4月～平成31年3月															
平成31年4月～令和2年3月															
令和2年4月～令和3年3月															
令和3年4月～令和4年3月															
令和4年4月～令和5年3月															
令和5年4月～令和6年3月															

**重課税率**  
※廃車されるまで継続

**旧税率**

**新税率**

## 原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車

原動機付自転車				軽二輪 (125cc超 250cc以下)	小型二輪 (250cc超)	小型特殊自動車	
50cc以下	50cc超 90cc以下	90cc超 125cc以下	ミニカー			農耕用	その他
2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	3,600円	6,000円	2,400円	5,900円

問合せ先：能代市総務部税務課 市民国保税係 TEL 0185-89-2126